日 調 連 発 第 6 号
令 和 3 年 4 月 6 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依頼）

標記について、法務省民事局民事第二課長から、別添のとおり会員への周知及び協力方の依頼がありましたので、この旨対応いただきますようお願いします。

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第６０４号
令和３年３月２２日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依頼）

標記について，別添のとおり，法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに当職依命通知を発出しましたので，お知らせします。

つきましては，この取扱いについての会員に対する周知及び協力方について，よろしくお取り計らい願います。

法務省民二第６０３号
令和３年３月２２日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（福島及び盛岡以外は，参考送付）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依命通知）

福島地方法務局及び盛岡地方法務局管内の一部の市町村においては，本年４月１日以降に，地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条第１項の規定による登録の価格（以下「登録価格」という。）が決定されることとなる予定ですが，当該市町村の区域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における対象土地の価額の認定等の取扱い（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１３１条第４項等）については，下記のとおりとすることとされましたので，貴管下筆界特定登記官に周知方お取り計らい願います。

記

本年４月１日以降に登録価格が決定されたときは，当該登録価格を対象土地の価額として手数料の額を算出した上で，現に納付された手数料の額が過大となる部分の手数料の額につき，申請人に対し，登録価格の改定に伴い，納付済みの手数料の額が過大であったことが判明した旨及びその差額に相当する金銭の払戻しを受けるためには払戻請求書を提出する必要がある旨を通知するとともに，払戻請求書用紙を送付する。

なお，現に納付された手数料の額が当該登録価格を基に算出された手数料の

額より過少となるときであっても，過少納付があったものとして取り扱うことを要しない。